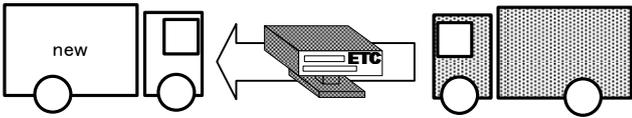


STOP! 不正通行

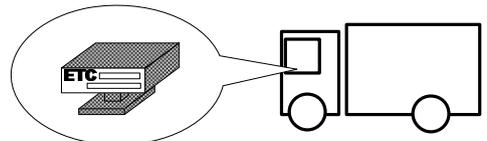
有料道路は、車種により料金が異なります。適正な料金を算定する為には、ETCシステムを利用する車両を特定する必要があります。その為には、正しい情報をETC車載器にセットアップしておかなければいけません。不正通行にならないよう、ご注意ください。

ご確認ください



車載器を別の車に乗せ換えた時

ETC車載器を他の車両に移した時



車載器のついた中古車を購入した場合など

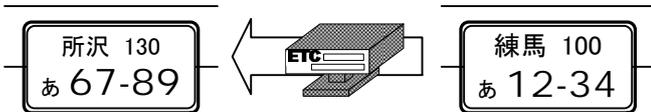
ETC車載器の車両を購入あるいは譲り受けたとき

このような時、

ETC車載器の**再**セットアップが
必要です。

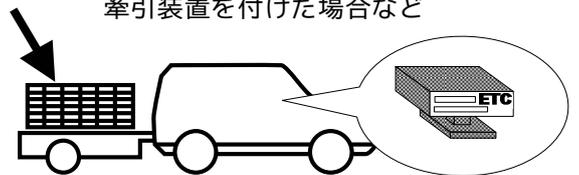
ナンバープレートなどを変更した時

同じ車両でも、ナンバープレート変更の場合
(陸運局変更など)



車格(車種)が変更された時

牽引装置を付けた場合など



間違った車両の情報登録のまま、ETCをご利用すると約款違反となります。

ETC車載器の再セットアップ（車載器の登録情報変更）は、
最寄りのセットアップ店で出来ます。

セットアップ店がわからない場合には、当組合までお問い合わせ下さい。

再セットアップが終わりましたら、お手数ですが組合までお知らせ下さい。